

上川町公告第23号

公募型プロポーザル方式による提案書募集の実施

上川アイヌ文化普及啓発事業について、公募型プロポーザル方式による提案書を次のとおり募集するので公告します。

令和8年5月18日

上川町長 西木光英

1. 業務名

上川アイヌ文化普及啓発事業

2. 発注課

産業経済課

3. 発注・契約方式

上川アイヌ文化普及啓発事業に係る公募型プロポーザル実施要領に基づいた企画提案を受け、「上川アイヌ文化普及啓発業務委託」及び「上川アイヌ伝説魅力発信業務委託」事業者選定委員会において審査した結果、最優秀提案事業者と随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の2第1項第2号）する。

4. 契約期間

契約締結日から令和9年1月29日まで

5. 業務委託料

業務委託料の上限額は、2,335千円とする。（消費税相当額を含む）
上限額を超える提案は受け付けない。

6. 概要

上川アイヌ文化普及啓発業務委託に関する事業仕様書による

7. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

上川アイヌ文化普及啓発業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領による

8. 参加申請提出書類（指定用紙）

町が別途指定する様式により、産業経済課まで提出すること。

9. 参加申請期間（参加表明書の提出期間）

令和8年5月18日（月）～令和8年5月29日（金）

10. 参加資格の決定

参加資格は、令和8年5月29日（金）に決定するものとする。プレゼンテーション及びヒアリングの実施通知と併せて電子メール等による通知を行うものとする。

11. 質問の方法

電子メールにより産業経済課まで行うこと。

上川町役場産業経済課商工観光係

kankou@town.hokkaido-kamikawa.lg.jp

12. プレゼンテーション及びヒアリング

- ① 実施日 令和8年6月8日（月）※予定
- ② 実施場所 上川町役場（オンライン可）
- ③ 出席者 3人以内
- ④ 内容 別途通知します。

13. 仕様書等

仕様書等関係書類は、上川町ホームページにて縦覧に供する。